

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第九十三号

有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金

交付要綱（昭和三十三年三月鳥取県告示第七十一号）の

一部を次のように改正する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石破二朗

第四条第一項中「元利均等年賦償還」を「元金均等年

賦償還」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の利子補給補助金は、毎年一月一日から十二月

三十一日までの期間に係るものについて年一回交付す
る。

第六条を次のように改める。

第六条 刪除

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の利子補給補助金等交付申請書は、毎年一月一
日から十二月三十一日までの期間に係るものについて、

◇教委告示

- 有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金
- 交付要綱の一部改正
- 健康保険法の規定による医療機関の指定
- 漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出
- 道路の公用廃止
- 道路、水路の公用廃止
- 肝てつ検査及び駆除
- 遊興飲食税の公給領収証の様式の実施
- 保安林指定の解除予定
- 昭和三十六年度森林区実施計画の公表
- 漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出
- 昭和三十六年一月鳥取県教育委員会告示
- 第二号の一部改正

翌年一円十五口めでに欠事に提出しなければならぬる。

第九条を次のとおり改める。

第九条 規則第十八条の規定による実績報告書は、別記

第五号様式のとおりとする。

2 実績報告書は、事業況(後十項目)に記述しなけれ

第三号様式

事 業 計 画 書

農 協 名

1 昭和34年度までに融資した資金に係るもの

事業 年度	導入家 数	導入種類 頭数	購 買 額	購買額 のうち 融資額	融 資 年月日	融資機関	借入及 び貸付 利 率	償還期 限	利子補給期間	期首未済 金額	同左に對 する利子 補給金額	備 考
								年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで			
								年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで			
								年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで			
計												

注 1 事業単位ごとに各欄に記載する。

2 昭和35年度以降に融資した資金に係るもの

年度	畜 種	頭数	資 金 别	貸付期間	当 初 貸付額	年間利子 補給金額	利子補給 金控除金額	利子補給金 額	計 算 票 枚数
計									

内訳明細 別添 イ 有畜農家創設資金利子補給補助金計算票 枚
ロ 有畜農家創設資金利子補給補助金集計票 枚

第五号様式

鳥取県知事

殿

年 月 日

農業協同組合長 氏

名印

昭和 年 月 日付受蓄第 号により交付決定され、補助金の交付を受けた標記事業を別記

のとおり実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

1 貸出および導入状況

せはいなご。
第三号様式を次のとおり改める。

第二号様式 削除

第三号様式のとおりとする。

00744

氏名	貸出状況			家畜導入状況			農家畜取得 年月日					
	資金別	貸出月日	金額	償還期限	畜種	頭数						
計												

2 導入家畜名簿

導入者氏名	性	名	号	生年月日	登録、登記番号	產地	購買方法

上記のとおりの事業の実績を認める。

年 月 日

家畜保健衛生所長

(記載注意)

各項の記載はなるべく詳細に記載し、特に購買方法については、せり、相対の別、せりについては〇月〇〇市場まで記載し、団体に講買を委託した場合は、その旨も記載すること。

附 則

- 1 この要綱は、昭和三十五年十二月一日から適用する。
 2 昭和三十四年度までに実施した事業については、この要綱の規定にかかわらず貸付けの条件及び利子補給の条件については、なお、従前の例による。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石破 一朗

名稱	保険医療機関又は保険薬局	所在地	開設者氏名	管理 者 氏 名	診療科名	指定 の 記 号 番 号	指 定 の 年 月 日	採 用 点 數 表	備 考
小松医院	鳥取市今町	小松	邦美	同上	皮膚泌尿器科	八一	昭和三六、甲	新規指定	
民本歯科医院	米子市夜見町一四〇六	民本	群二	"	歯科	三二	二、一〇	一	指定期間満了 に伴う再指定

鳥取県告示第九十五号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）

第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年二月十七日

1 発起人の住所及び氏名
 鳥取県知事 石破 一朗
 一届出事項
 1 発起人の住所及び氏名

00746

昭和36年2月17日 金曜日 鳥取県公報 第3199号

鳥取市日の出町 池田 勝人
中野町 景山 茂
2 加入区
境港加入区
業協同組合の名称
弓北漁業協同組合
弓浜
境港
1 縦覧期間
昭和三十六年二月十七日から昭和三十六年三月十八日まで
2 縦覧の場所
境港市役所掲示場
鳥取県告示第九十六号
漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）

日まで
2 縦覧の場所
弓湾中部漁業協同組合事務所
鳥取県告示第九十七号
次の道路は、昭和三十六年二月六日からその公用を廃止した。
昭和三十六年二月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗
場 所 地目又は品目 面積又は数量
米子市長砂町一〇〇地先から 一八坪九合
一〇九ノ二地先まで 道路
関係図面は、土木部管理課に保管
鳥取県告示第九十八号
次の水路は、昭和三十六年一月二十七日からその公用を廃止した。

昭和36年2月17日 金曜日 鳥取県公報 第3199号 6

00745

境港市日の出町 池田 勝人
中野町 景山 茂
2 加入区
境港加入区
業協同組合の名称
弓北漁業協同組合
弓浜
境港
1 縦覧期間
昭和三十六年二月十七日から昭和三十六年三月十八日まで
2 縦覧の場所
弓中加入区
2 加入区
和田町
足立 祥
新路 寿定
1 発起人の住所及び氏名
米子市富益町
2 加入区
鳥取県知事 石 破 二 朗
1 発起人の住所及び氏名
米子市富益町
和田町
足立 祥
新路 寿定
業協同組合の名称
弓湾中部漁業協同組合
2 指定漁船調書の縦覧
鳥取県告示第九十六号
昭和三十六年二月十七日から昭和三十六年三月十八日まで
2 縦覧期間
昭和三十六年二月十七日から昭和三十六年三月十八日まで
3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
弓湾中部漁業協同組合
2 指定漁船調書の縦覧
鳥取県告示第九十九号
畜家の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

て使用する遊興飲食税の公給領収証の様式は、昭和三十六年四月一日から実施する。ただし、従前の様式による公給領収証の用紙は、所轄県税事務所長の承認を得て使用することができる。

昭和三十六年二月十七日
鳥取県知事 石破二朗

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年二月十七日
鳥取県知事 石破二朗

一 岩美郡福部村大字細川字高浜七二六ノ二二九から七三六ノ二四九まで、七二六ノ五一六（以上二三筆について、次の図に示す部分に限る。）及び七二六ノ二五〇、七二六ノ三四四所在の保安林

指定の目的 飛砂防備のため

実施の区域 別表のとおり

検査、注射及び駆除の方法 肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

実施の期日 別表のとおり

実施場所 実施区域 別表のとおり

実施日 実施区域 実施場所

三月三日 西伯郡中山町上中山 上中山家畜検

四日 東伯郡閏金町山守 山守

南谷 南谷

六日 日野郡日野町三谷、下榎 三谷、下榎

矢送 矢送

二十七日 屋谷 溝口町岩立、金屋

尾、佐川 江府町吉原、江原、溝口町大阪、大原

二十四日 岩立、金屋

吉原、江尾、大原、溝口

十五日 宮原、大平原 洲河崎、江府町池之内、大平原

十七日 小原、貝田 池之内、洲河崎、下安井

十八日 宮原、大平原 洲河崎、江府町池之内、大平原

二十七日 小原、貝田 池之内、洲河崎、下安井

九日 小原、江府町下蚊屋、下牧屋、小原、貝田

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のも のを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法 肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 別表のとおり

実施日 実施区域 実施場所

三月三日 西伯郡中山町上中山 上中山家畜検

四日 東伯郡閏金町山守 山守

南谷 南谷

六日 日野郡日野町三谷、下榎 三谷、下榎

矢送 矢送

二十七日 屋谷 溝口町岩立、金屋

尾、佐川 江府町吉原、江原、溝口町大阪、大原

二十四日 岩立、金屋

吉原、江尾、大原、溝口

十五日 宮原、大平原 洲河崎、江府町池之内、大平原

十七日 小原、貝田 池之内、洲河崎、下安井

十八日 宮原、大平原 洲河崎、江府町池之内、大平原

二十七日 小原、貝田 池之内、洲河崎、下安井

九日 小原、江府町下蚊屋、下牧屋、小原、貝田

鳥取県告示第百一号

地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）第九条の二第一項ただし書の規定に基づき、昭和三十年自治省告示第二百一号により定められた鳥取県において、

00750

七項の規定により昭和三十六年度森林区実施計画を昭和三十六年二月十七日次の場所において公表する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県知事 石破二朗

公表の場所
1 鳥取県庁
2 東部、中部及び西部山林事務所
3 各市町村役場

1 発起人の住所及び氏名
鳥取県東伯郡泊村大字泊 中島与一
同右 若本一
泊加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
泊村漁業協同組合

鳥取県告示第二百三号
漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年二月十七日
鳥取県知事 石破二朗

昭和三十六年二月十七日から昭和三十六年三月十八日まで
泊村漁業協同組合事務所

鳥取県告示第二百三号
漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

一、届出事項

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県教育委員会告示第十四号
昭和三十六年一月十二日鳥取県教育委員会告示第二号

教育委員会告示

（昭和三十六年度県立高等学校入学者選抜実施要項）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年二月十七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

八の3を次のように改める。

3 入学者選抜のための身体検査及び面接は実施しない。

ただし、工業科、水産科及び農業科農芸化学課程の志願者（第二志望を含む）に対しても、それぞれ第一志望校において色神検査、機能検査を行なう。

八の5の〔〕を次のように改める。

〔〕 工業科、水産科及び農業科農芸化学課程の志願者は、願書提出前にそれぞれの志望校で色神検査、機能検査を受けることができる。